

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」 基金

vol.73

2016年2月25日



事件報告 上関「自然の権利」訴訟

事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

●事務局より

いのちはじゅんぐり

●期日情報

会計報告とカンパのお礼

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー s' 日記

BOOK REVIEW『失われた北川湿地 なぜ奇跡の谷戸は埋められたのか？』

One earth we'er in it together

事件報告 上関「自然の権利」訴訟



2016年1月7日～1月8日、山口県上関の田ノ浦及び祝島に「上関・自然の権利訴訟」弁護団の弁護士複数名で行き、現地を調査しました。

室津半島の先端には、田ノ浦という海岸があります。田ノ浦は、環境破壊が進む瀬戸内の中にあって、瀬戸内海平均21.4%を大きく超す75%もの割合で自然海岸が残っている地域であることもあり、瀬戸内海の中でも有数の自然環境が維持されている地域です。また、陸域で地下に浸透した淡水が湧水として海底から多量に湧き出しており、

それによって透明度15mを超す極めて高い水質が維持されており、ここにはスギモクを初めとした貴重な海藻や貝類が生息し、スナメリ、カンムリウミスズメといった非常に希少な生物の宝庫にもなっています。

しかし、ご存じの通り、この田ノ浦は、中国電力の原発設置予定地となっており、私たち弁護団は、田ノ浦の沿岸に向かい合うようにして位置するハート型をした「祝島」の住民と協力して、原



発設置に反対し、「上関・自然の権利訴訟」を提起して闘っています。

訴訟もいよいよ大詰めとなり、弁護団では、この裁判に対し消極的な態度を隠さない裁判官たちに、祝島の住民たちと合わせ、田ノ浦の豊かな自然や、祝島の文化をその目で見せて衝撃を与えるため、検証を実施させようと考えています。今回の弁護団による調査は、言わばその「リハーサル」でした。なんとか裁判官の心を動かし、良い判決をもらえるようこれからも頑張っていきたいと思っています。ご支援よろしくお願いいたします。



上関「自然の権利」訴訟弁護団
弁護士 小島寛司

事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟報告

みなさま。日頃の沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟のご支援ありがとうございます。

この裁判は沖縄ジュゴンを原告とし、米国、国防総省を被告としています。米国には世界各地の文化財を守らなければならないという法律（NHPA）があります。沖縄のジュゴンは日本の天然記念物に指定されている文化財ですから、米国政府は沖縄ジュゴンに何らかの配慮をしなければなりません。今回の基地建設は沖縄ジュゴンに悪影響を及ぼしますので、辺野古基地建設に協力することは法律に反して違法となるというのが原告の主張となります。

裁判中、裁判官は国防総省はジュゴンに配慮せず違法であるとの判断を示しました。ところが、終盤になってこの裁判官が退官したため新しい裁判官になりました。新しい裁判官は2015年2月に政治問題に裁判所は介入しない、違法だと宣言しても米国政府が基地建設を止めることはないなどという理由から却下判決、つまり門前払いの判決をしてしまいました。

NHPAは世界各国の文化財を守るという法律ですから当然外交問題になることは予定された法律です。法律が外交問題を辞さないと考えているのに裁判所が法律に従った判断しないのはおかしいことです。そもそも、こうした軍事、外交問題

であることは最初から争点になっており、前の裁判所はそれでも違法であると判断しています。

私たちは理不尽な政治的な判決に対して、ただちに控訴して現在巡回裁判所（日本の高等裁判所）で審理中です。私たちの裁判は米国内でも支持を集めています。米国内の大多数の環境保護団体が私たちの活動に賛意を表明しています。また、米国内の最大の文化財保護団体も私たちを支持してくれています。

現在、沖縄では辺野古基地建設に反対して多くの運動がくりひろげられています。辺野古基地が面することになる辺野古の海、大浦湾は世界有数のサンゴが広がる豊かな海です。今やジュゴンは日本に数頭しかいないと言われています。ジュゴンがこの海で生きていることはこの海がとても豊かな海であることの証です。そして、豊かな自然は沖縄の古来からの文化の象徴でもあります。平和で基地のない沖縄取り戻す運動は豊かな自然と豊かな文化を守る運動です。

私たちは沖縄のみなさん、日本の環境保護団体のみなさん、米国内の環境保護団体のみなさんなどとともに、米国内での活動をさらに活発に進めていきたいと思っています。引き続きのご支援をお願いいたします。

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟弁護団
弁護士 籠橋隆明

事務局より

新年最初の通信になります。暦のうえではもう春、植物たちも芽吹きはじめる季節ですね。みなさんの周りではどんな春を感じられるでしょうか。

さて、基金は20周年を迎えます。設立当初も今も、何とかしなければならない環境はすぐ身近にあります。会員のみなさまと支援を必要としている団体とを結ぶ架け橋でありたいという思いを強くもち、活動していきたいと思っています。応援をお願いいたします。

≡information≡ 今年もグレープフルーツの販売が始まります。くわしくはチラシをご覧ください。

命はじゅんぐり

愛知県しんしゅう新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。

最高の贅沢だ！

2015年2月下旬、浜松市の中医栄養学の先生と高級ホテルの料理長の一行4名が来訪した。高級料理と野草を中医栄養学の見地からドッキングさせる試みとか。その料理教室には50名ほどの定員いっぱいの申込みがあるそうです。3月上旬の開催日に間に合う旬の野草の下見です。野趣に富んだ食料はその場で食べてみるのが一番と、オニギリと天ぷらセット持参。一時間ほどゆっくりと、目を凝らしながら農の風景の中においしそうに野草を探し採取。昨日来の今年一番の暖かくまとまった雨で、例年より遅れていた野草の芽吹きや伸長が一気に加速した感じだ。ヨモギ、タンポポ、フキノトウ、ナズナ、ノビル、スイバ、アザミ、ハコベ、クレソンにツバキの花弁まで。オマケがついて早春の山の原木シイタケも。

まだ木に鈴生りだったダイダイを私から差し入れ。春風が吹き抜ける多目的小屋の中、カセットコンロ上の鍋でジュワーと野草たちが揚がる。熱々を塩やレモン、ダイダイを掛けていただく。おにぎりや山の水があれば、他に何もいらぬ。シェフ「最高の贅沢だ！」。腹が満たされた体に、新緑の精油と酸素たっぷりの春風が心地良い。ホーホケキョ、コケコッコと音風景も心に優しく響く。

突然 ハックション！ オットー 現代人にはこのさわやかな風も憎い杉花粉の運び屋なのだ。

シェフが思わず唸るほどの贅沢な食が、中山間地の百姓にとっては一番手軽で安上りの食なのだ。食材は短い旬を謳歌しながら際限なく登場し足早に去っていく。豊かな自然の恵みを暮らしに活かす心と知恵と技術の有無が百姓暮らしの豊かさと幸福度を上下する。ついでにこの山野草を朝市に出したり、野菜セットに入れることで、まちの人にとっても掛け替えのない春の味覚となる。営農の大きな力になる。こうした食文化が野草に対する百の作法を育み、地域の風景をより魅力的なものへと昇華する。

(文) 福津農園 松沢政満



期 日 情 報

応援をよろしく願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

3月11日(金) 13:30～ 口頭弁論

(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【白保 新石垣空港】

・収用裁決取消訴訟(福岡高等裁判所那覇支部)

2015年9月29日 判決

2015年10月13日 上告

・事業認定取消訴訟(東京高等裁判所)

2015年11月4日 口頭弁論→忌避申立

2015年11月19日

・完成検査合格処分取消訴訟(東京高等裁判所)

2月17日 15:00～ 判決

【上関原発】 山口地方裁判所

2月17日(水) 11:30～

【シロクマ】

2015年6月11日に判決(控訴棄却)

最高裁に上告・上告受理申立

【泡瀬干潟】 那覇地方裁判所

3月10日(木)～ 弁論

【路木ダム】 福岡高等裁判所

2015年11月25日(木) 結審しました

【えりもの森】 札幌地裁

2月16日(火) 14:00～ 口頭弁論

【有明】

・小長井・大浦漁業再生(福岡高等裁判所)

3月1日(火) 上告中

・開門阻止(長崎地方裁判所)

3月1日(火) 13:30～ 和解協議

(原告本人尋問4名の予定)

・小長井・大浦漁業再生[第2陣・第3陣](長崎地方裁判所)

3月28日(月) 14:00～ 口頭弁論

・請求異議訴訟

4月26日(火) 14:00～ 和解期日

・開門差止仮処分(保全抗告)(福岡高等裁判所)

4月26日(火) 14:00～ 審尋期日

【馬毛島】 公害等調整委員会

原因裁定申請事件(公害等調整委員会)

期日は未定

責任裁定申請事件(公害等調整委員会)

期日は未定

【天再事業差止住民訴訟】 京都地方裁判所

4月12日(火) 10:30～ 予定

【亀岡駅北&スタジアム問題】 京都地方裁判所

3月24日(木) 10:45～ 弁論準備

会計報告とカンパのお礼

今回掲載した会計報告は、通信の編集までに理事会の開催が間に合わなかったため、暫定的なものになります。正式な会計報告は、6月末発行の「自然の権利」基金通信74号でさせていただきます。何卒ご理解をお願い申し上げます。

2015(平成27)年度収支決算

平成27年1月1日から平成27年12月31日まで

I 収入の部

(単位: 円)

科 目	15 予算額①	15 決算額②	差異①－②
1 会費・入会金収入	2,775,000	2,667,000	108,000
2 会費前払金	189,000	297,000	-108,000
3 寄付金収入	1,926,600	1,375,769	550,831
4 ジュゴン緊急カンパ	1,549,800	1,493,400	56,400
5 広告収入	0	0	0
6 事業収入	113,256	103,831	9,425
7 雑収入	991	3,843	-2,852
8 前期繰越金	2,765,179	3,676,962	-911,783
収入合計	9,319,826	9,617,805	-297,979

II 支出の部

科 目	15 予算額①	15 決算額②	差異①－②
1 事業費	3,249,800	3,097,049	152,751
訴訟援助金	1,300,000	1,250,000	50,000
ジュゴン事業費	1,549,800	1,549,800	0
通信発行費	400,000	297,249	102,751
2 管理費	3,733,974	3,282,272	451,702
事務委託費	2,640,000	2,640,000	0
印刷費	300,000	213,448	86,552
通信運搬費	95,000	124,378	-29,378
借室料	180,000	180,000	0
旅費交通費	0	480	-480
消耗品費	5,000	9,800	-4,800
手数料	30,000	31,472	-1,472
広告宣伝費	47,174	47,174	0
カレンダー仕入代	36,800	35,520	1,280
返金	0	0	0
法人化手数料	400,000	0	400,000
3 予備費	0	0	0
4 繰越金	2,336,052	3,238,484	-902,432
当期繰越金	2,336,052	3,238,484	-902,432
会費前払金	0	0	0
当期支出合計 (C)	9,319,826	9,617,805	-297,979

貸借対照表

平成27年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	金額	科 目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
現金	5,341	負債合計	0
普通預金	4,535,510	III 正味財産の部	
振替貯金	1,197,633	前期繰越正味財産	6,176,962
		当期正味財産増減額	-438,478
		正味財産合計	5,738,484
資産合計	5,738,484	負債及び正味財産合計	5,738,484

財産目録

平成27年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	金額	科 目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
現金		負債	0
現金手許有高	5,341	III 正味財産の部	
百五(普通)207736	2,014,019	正味財産	5,738,484
普通預金			
百五(普通)204925	2,521,491		
自然の権利基金	1,171,885		
振替貯金			
沖縄のジュゴン	2,000		
泡瀬干潟	23,748		
資産合計	5,738,484	負債及び正味財産合計	5,738,484

2016(平成28)年度予算

平成28年1月1日から平成28年12月31日まで

I 収入の部

科 目	15 決算①	16 予算②	増減①－②
会費・入会金収入	2,667,000	2,667,000	0
会費前払金	297,000	45,000	252,000
寄付金収入	1,375,769	1,733,550	-357,781
ジュゴン緊急カンパ(繰越分)	1,493,400	0	1,493,400
泡瀬弁護団カンパ		0	0
広告収入	0	0	0
事業収入	103,831	103,831	0
雑収入	3,843	973	2,870
当期収入合計 (A)	5,940,843	4,550,354	1,390,489
前期繰越収支差額	3,676,962	3,676,962	0
収入合計 (B)	9,617,805	8,227,316	1,390,489

II 支出の部

科 目	15 決算①	16 予算②	増減①－②
1 事業費	3,097,049	2,425,190	671,859
訴訟援助金	1,250,000	644,031	605,969
ジュゴン事業費	1,549,800	1,381,159	168,641
通信発行費	297,249	400,000	-102,751
2 管理費	3,282,272	3,536,734	-254,462
事務委託費	2,640,000	2,640,000	0
印刷費	213,448	300,000	-86,552
通信運搬費	124,378	95,000	29,378
借室料	180,000	180,000	0
旅費交通費	480	0	480
消耗品費	9,800	5,000	4,800
手数料	31,472	30,000	1,472
広告宣伝費	47,174	47,174	0
カレンダー仕入代	35,520	34,560	960
返金	0	0	0
法人化手数料	0	205,000	-205,000
3 予備費	0	0	0
当期支出合計 (C)	6,379,321	5,961,924	417,397
当期収支差額 (A-C)	-438,478	-1,411,570	973,092
次期繰越収支差額 (B-C)	3,238,484	2,265,392	973,092

※特別支援基金口座

2003年に、やんばる訴訟一審勝訴の新聞記事を読まれた方より、1,000万円のご寄附をいただきました(同年7月25日にご逝去されました)。全額を「特別支援基金」として、当基金で常用している通帳とは別の口座に預け、一定額ずつ訴訟援助金に使わせていただいています。「不治の病でもう長くありません。老後に備え貯めておいたお金は必要なくなりました。登山をするなど一生をとおして自然に親しんできたので、ぜひ自然のために役立てほしい」というこの方のご遺志をつぎ、私どもは活動してまいります。

☆沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟カンパのご報告とお礼☆

2014年中に集まったジュゴン訴訟のための寄付は、2015年中にジュゴン訴訟弁護団に送金しました。また、2015年に通信71.72号に同封したジュゴン緊急カンパより、実に多くの方から寄付をいただき、1,493,400円集まりました。本当にありがとうございました。

☆「自然の権利」応援団よりカンパをいただきました☆

購入くださった方々、また、たくさんの品物を発送してくださった応援団の方々に感謝申し上げます。

☆シュトーレン☆ ベッカライ・ヨナタンさんより、売上の10% (25,987円)。

☆新米・無農薬有機栽培/低農薬「あきたこまち」☆J&M・阿部淳さんより、売上の10% (8,864円)。

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

1月の「第1回みなかみ地域エネルギーフェスタ」、5月の「利根川源流のまつりごと、と…」に引き続き今年3回目の大きなイベント、「第2回みなかみ地域エネルギーフェスタ」（11月28日開催）での決議文「地域エネルギー（再生可能エネルギー）は地域住民が地域のために地域主導で利活用すべきものである！」に基づき、以下の要望書を12月17日にみなかみ町長へ提出した。

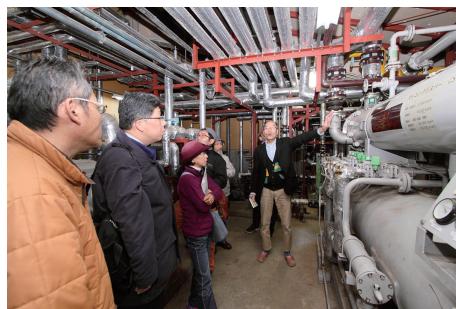
森林資源（地域エネルギー）を活用した地方創生
みなかみ町長 岸 良昌 様

町内に豊富に存在する森林資源を、エネルギーとして利活用すれば地元林業の活性化・長期的雇用確保・森林整備等に繋がります。このことは二酸化炭素排出抑制や地産地消に貢献することになり、化石燃料の代替えとして地元で経済が回る仕組みにもなります。木質バイオマス利用の先進地として、ユネスコエコパーク構想とともにエコツーリズムの発展が期待出来るとともに、新たな産業の創出つまり地方創生の芽吹きとなります。

森林資源を活用した地方創生のために以下の要望をいたします。

- 1、町営温泉施設「遊神館」に木質ペレット利用のガス化熱電併給装置の導入（そのための新年度予算化）
- 2、民間主導で進めている「みなかみ電力」へのご支援

「遊神館」は20年ほど前に建設された、オール電化で深夜電力利用の日帰り入浴施設で、深夜電力が経済的と喧伝されていた時代のシステムである。3.11以降電気使用量は経営努力により減っているのに電気代はうなぎのぼりだ。遊神



町営温泉「遊神館」の機械

館以外にも未利用木材を使ったエネルギー利用システムの導入可能性候補に、C社がある。冬はスキーやスノーシューなど、夏はラフティング…と自然とうまく共存したビジネスを展開しているC社の社長M氏は、一切化石燃料を使用しない宿泊業にしたいと意気込む。自然涌出かけ流しで有名な秘湯H旅館は環境保護に熱心に取り組んでいるが、山林整備にも繋がるこの計画に共感している。またみなかみ町の電気消費量の6%を使用している製造業のO社は、自社の敷地が広いのでそこを発電・発熱の燃料となるペレット製造のための工場建設地として提供することに前向きだ。

創エネ・省エネで数々の実績があり、かつPPS事業者でもあるK社が「みなかみプロジェクト」を立ち上げた。りゅういき自然エネルギーと共同出資での「みなかみ電力」設立を見据えたものだ。

3.11から5年が過ぎる今年は、いよいよ事業化へと向かう。

（文）株式会社りゅういき自然エネルギー

代表取締役 河合純男

マミー's'日記

環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。



一昨年のこの欄に、小1の次男が朝顔を育てている話を書きましたが、小2では野菜を育てることになりました。次男が選んだのは、オクラ。10月初めまで、合計10数本の実をつけました。さっと茹でて刻み、そうめんの薬味にしたり、かつおぶしと醤油をまぶしたりするのは、次男の大好物。1回に1本しか収穫できないので、次男のオクラはほとんどが育ての親のお腹に収まり、母はほんの味見だけでしたが、とてもとても美味でした。

集合住宅暮らしの我が家ですが、夏にはベランダ菜園を楽しみます。今年は何を作ろうかと家族で苗を選ぶのも楽しみのひとつ。去年はシソ、ミニトマト、小口ネギ等が大豊作。それから時季外れのグリーンピース。春先に豆ご飯を作ろうと購入し、冷蔵庫に入れておいたのが、わずかに数日で発芽してしまい、土に蒔いてみたところ、ジャックと豆の木並みにあれよあれよという間に成長。見事に実を結び、数カ月遅れではありますが、豆ご飯を堪能させてくれました。

野菜を育てるのも食べるのも大好きな我が家の小学生兄弟。離乳食の頃から、祖父が丹精込めた野菜で育ってきたからでしょうか。小6の長男は、実家の畑で、もいばかりのきゅうりやトマトを丸かじり。次男は、次は何を育てようかと園芸の本を愛読しています。

「食育」と言いますが、命を育み、命をいただくことによって、人は育っていくのだな、と実感しています。

（文）弁護士 関口佳織

BOOK REVIEW

『失われた北川湿地 なぜ奇跡の谷戸は埋められたのか?』

編集：三浦・三戸自然環境保全連絡会 発行者：中山昌子 発行元：サイエンティスト社



本書は、地元の自然愛好者から『ミニ尾瀬』と呼ばれ、昆虫や植物の希少種が多く存在した三浦半島三浦市にあった神奈川県最大規模の湿地が、民間企業の開発事業により埋め立てられ、その埋め立て中止を願い、必死に活動を続けてきた人々の自然環境保全およびそれに関する訴訟（横浜地判平成23年3月31日・判時2115号70頁）活動の記録である。編者である三浦・三戸自然環境保全連絡会は、自然環境破壊反対を声高に叫ぶだけではなく、貴重な自然を守り抜くために「エコパーク構想」というビジネススキームを代替案として提起して様々な手法を用いて世論に訴えかけてきたが、このような活動手法は、類似の活動にとって多くの示唆を与えたのではないだろうか。本書は、このような活動の基礎となった生物学や地質学等の自然科学的調査研究における記録とともに、当該活動の参加した多くの教育関係者による論考や訴訟記録や判例評釈などの法学的論考も収録しており、8年間に及ぶすべての環境保全活動とその事後評価までもを網羅した、他に類をみない事件記録となっている。

紹介者：奥田進一（拓殖大学教授）



新しいコーナーがはじまりました。

場所は神奈川県三浦市三戸、いまは開発により残土処分で埋め立てられ、かつての神奈川県最大規模の湿地は失われました。このコーナーでは、そこに棲んでいた生き物たちにスポットをあてて、なくしたものの大きさを考えたいと思います。

さて、みなさん。自然の中で泳ぐメダカを見つけることができますか？

湿地の喪失とともに失われた、神奈川県内の自然河川で泳いでいた最後のメダカ（三浦市三戸の北川湿地のミナミメダカ）。

この個体群は水槽で系統保存されましたが、自然の生態系での生存が大切だったのだと思います。

（文）三浦・三戸自然環境保全連絡会
代表 横山一郎



北川湿地のミナミメダカ（2009年4月11日・芦澤淳撮影）



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.73

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennohenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179「自然の権利」基金